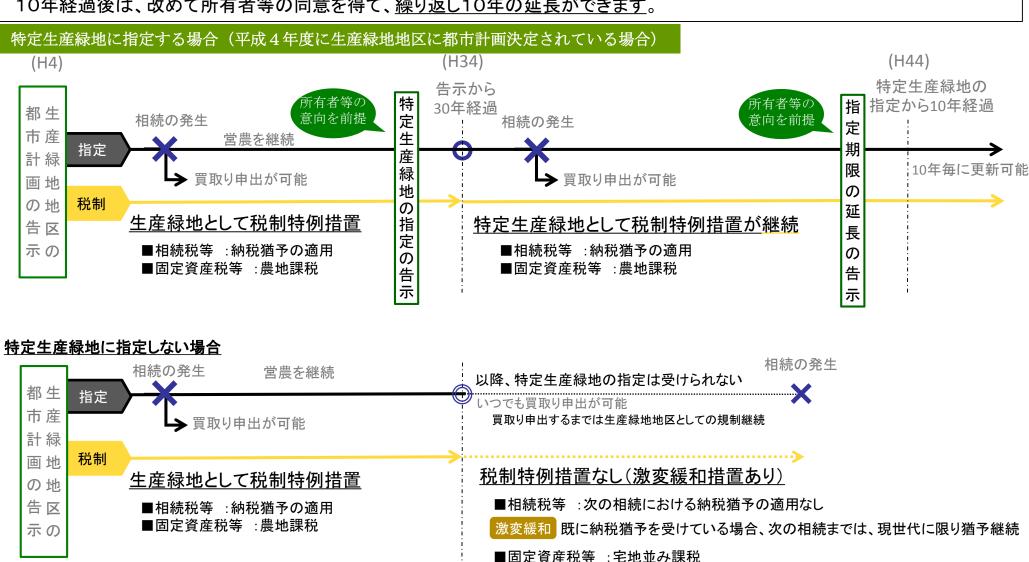
1. 特定生産緑地制度の概要

- 生産緑地の所有者等の意向を基に、市は当該生産緑地を特定生産緑地に指定できます。
- ・指定された場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、<u>10年延期</u>されます。 10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、<u>繰り返し10年の延長ができます</u>。



激変緩和 5年間課税標準額に軽減率を乗じる

2. 特定生産緑地の指定メリット

- ○生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、従来、 適用されていた税制措置が変わります。引き続き、都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度が 創設され、所有者の意向を踏まえ、買取り申出期間を10年延伸できることになりました。
- ○特定生産緑地を選択することで、農地の保有や相続における様々なメリットがあります。 制度内容を十分にご理解の上、ご判断頂きますようお願いいたします。
 - ※都市計画決定から30年経過前までに選択しないと、指定できなくなります。ご注意ください。

営農を続ける際のメリット

特定生産緑地を選択

- 固定資産税等は引き続き農地評価です 特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、 農地評価・農地課税です。
- 10年毎に継続の可否を判断できます

特定生産緑地の指定は、10年毎の更新制です (10年の間に相続が生じた場合、これまで同様、買取り申出 が可能です)。

特定生産緑地を選択しない

- × 固定資産税等の負担が急増します 5年後には、ほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します。
- × 30年経過後は、特定生産緑地を選択 することはできません

特定生産緑地は、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する前までにしか指定できません。

相続する際のメリット

特定生産緑地を選択

- 次の相続での選択肢が広がります 次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて 営農を継続するか、買取り申出をするかを選択できます。
- 農地を残しやすくなります

次世代の方が、第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が 継続する見込みです(現在、新たな貸借制度を検討中)。

特定生産緑地を選択しない

× 次の相続での選択肢が狭まります

特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません

(現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します)。